

国民年金

4月分から月々の保険料が230円引きあげられ、月額16,490円になります。

国民年金保険料を前納すると割引があります

定額保険料や付加保険料を5月1日(月)までに一括して前納すると割引があります。

★定額保険料を納付書により現金納付した場合

	毎月納めたとき	一括前納で納めたとき	割引額	納期
2年分	393,960円	379,560円	14,400円	5月1日
1年分	197,880円	194,370円	3,510円	5月1日
半年分	98,940円	98,140円	800円	前期分 5月1日
				後期分 10月31日

日本年金機構から送付された平成29年度分納付書(前納用)を持って、金融機関の窓口やコンビニエンスストアなどで、前納する旨を申し出てください。

4月分から現金による2年前納が始まりました。2年前納を希望される場合は、申出書でのお申込みが必要です。保険医療課窓口または年金事務所でお申込みください。

月々の口座振替に早割制度があります

早割制度(当月保険料の当月末引落し)を利用すると、月々の保険料が50円割引になります。

クレジットカードでも年金保険料の納付ができます

クレジットカード納付は、被保険者ご自身が事前に申込み、以後継続的にクレジットカード会社から日本年金機構に立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示し、直

接納付いただく方法ではありません。)

なお、クレジットカード納付では毎月の「早割制度」は適用されません。

学生納付特例制度

学生のみなさんも20歳になつたら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となつていきます。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい学生の方には、在学期間中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

対象 大学(院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(注)等の学生(夜間・定時制課程や通信制課程の方を含む)であつて、本人の前年所得が118万円以下の方

※学生本人に扶養親族がいる場合や社会保険料等の控除がある場合または学生本人が障がい者や寡婦に該当する場合は所得の基準が変わります。

(注) 各種学校は、修業年限が1年以上で、学校教育法で規定されている学校が対象となります。

手続きに必要なもの

年金手帳・学生証(両面コピー)でも可、または在学期間

がわかる在学証明書)・印鑑(認印)

承認期間 申請時点から2年1か月前までの期間です。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金等が受けられない場合もありますので、お早めに手続きしてください。

学生納付特例の継続申請

平成29年1月上旬までに28年度分の申請が済んでいて、申請書に29年4月以降も在学予定と記載された方には、4

中部公園を一部開放します

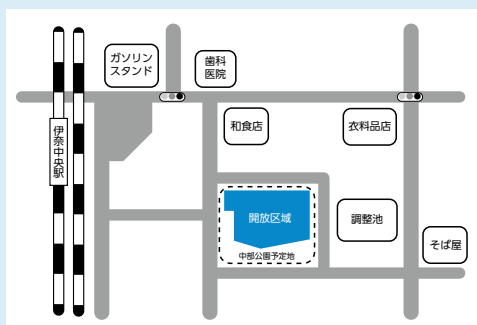
伊奈町中部特定土地区画整理地内の「中部公園」がご利用いただけるようになりました。なお、整備が完了した区域のみの開放となります。未整備区域につきましては順次整備を行います。

ご利用にあたり

・仮設フェンスで囲われている未整備区域には立ち入らないでください。

・ボール遊びは芝生広場の中で行い、ボールが広場から出ないように遊んでください。

・ほかの公園と同様に、来園者や近隣住民の迷惑となる行為はしないでください。



☎ 都市計画課公園緑地係 ☎ 2422

月上旬に日本年金機構からがき形式の申請書が送付されます。引き続き学生納付特例を希望される方は、このはがきに必要事項を記入して返送してください。

なお、4月下旬までにはがきが届かない方や新規申請の方は保険医療課までお越しください。

☎ 大宮年金事務所 ☎ 652-3399 または 保険医療課 ☎ 2173

平成29年度
介護保険料額
のお知らせ

65歳以上の方の平成29年度
介護保険料額は下表のとおり
です。

納め方と通知の時期

①すでに年金からの天引きが
始まっている方

4月、6月の年金からも2
月年金天引額と同額の保険料
が天引きされます。

②平成29年度介護保険料特別
徴収(仮徴収)開始通知書が
届いた方

お知らせした額で4月また
は、6月の年金から天引きが
開始されます。

③それ以外の方

7月に納付通知書を送付し
ます。納期は7月末から来年
2月末までの各月(8回)とな
ります。また、年度途中に65
歳に到達した方や町外から転
入して来た方には、7月以降、
随時、納付通知書を送付しま
す。

※①と②の方にも7月に介護
保険料額決定通知を送付しま
すので、再度保険料額の確認
をお願いします。

2123
関 福祉課介護保険管理係内

平成29年度の介護保険料額

第5段階(基準額)の金額をもとに、所得や収入に応じた負担になるように、15段階の保険料に分かれています。

所得段階	対象となる方	基準額に対する負担割合	保険料年額(円)	所得段階	対象となる方	基準額に対する負担割合	保険料年額(円)
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が市町村民税非課税の方	0.45	23,400	第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	1.20	62,600
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方			第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上140万円未満の方	1.25	65,200
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.68	35,400	第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が140万円以上190万円未満の方	1.30	67,800
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	39,100	第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上240万円未満の方	1.40	73,000
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	46,900	第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が240万円以上290万円未満の方	1.50	78,300
				第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	1.55	80,900
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	52,200	第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上400万円未満の方	1.60	83,500
				第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.70	88,700
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	1.10	57,400	第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.80	93,900

※合計所得金額
「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。すべての所得を合わせたものが「合計所得」です。

平成29年度 スポーツ安全保険のご案内

公益財団法人スポーツ安全協会では、平成29年度スポーツ安全保険の加入受付を行っています。

申込み方法 加入依頼書、またはインターネットでの手続きとなります。必ず、スポーツ安全保険のあらましまはしおりをよくお読みになり、内容をご確認のうえ、お申し込みください。

対象 スポーツ活動や文化活動などを行う4名以上の団体

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金(1人当たり)
子ども	スポーツ・文化・ボランティア・地域活動	A1	800円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象	AW	1,450円
大人 (高校生以上)	スポーツ活動	C(64歳以下)	1,850円
	スポーツ活動の指導・審判	B(65歳以上)	1,200円
全年齢	文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎、応援、準備、片付け ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。	A2	800円
	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円

保険期間 加入手続日の翌日午前0時～平成30年3月31日

加入依頼書配布場所 生涯学習課、ふれあい活動センター、県民活動総合センター出張所、総合センター、図書館

関 (公財) スポーツ安全協会埼玉県支部 ☎ 779-9580